

# 学校のきまり（校則）

総 則	
① 法令に触れることをしない。	⑤ 本校で指定したものを着る。
② 公共物を大切に使う。	⑥ 身だしなみを整える。
③ 授業に真剣に取り組む。	⑦ 時間を守る。
④ 交通ルールを守る。	⑧ 不必要なものを持ってこない。

## 細則（諸規定）

### （１）制服

	夏 服	冬 服
男 子	白色のワイシャツまたは開襟シャツ ※裾はズボンに入れること。 ストレート長ズボン(黒色)	標準型学生服(黒色) ※ノータックまたはワンタックとする。

	夏 服	冬 服
女 子	白色丸えりブラウス 棒ネクタイ(エンジ色)を付ける。 レース・刺繍等飾りのついたものは不可 スカート(紺色) ※長さはひざがかくれる程度を標準とする。 ひだの本数は24～32本 ズボン(紺色) ※学校指定のもの	鴨島第一中学校指定のセーラー服(紺色) ネクタイ(エンジ色)を付ける。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体にあわないズボン(極端にウエストの高い等)は、認めていない。</li> <li>・スカートの丈を短く切ったり、折ったりすることは認めていない。</li> </ul>
--

### （２）その他の服装・頭髪

- ① 通学用の服装は、特に許可がない限り、制服で通学する。(授業は制服で受ける。)
- ② くつは運動靴とする。(色の指定はなし ※運動に適したものであること。)  
ブーツ・ハイカットは認めない。
- ③ 靴下は男女ともに、白・黒・紺・灰色のソックス(小さなポイントは両側も可)  
※入学式・卒業式・修了式・始業式・終業式(儀式)は靴下は白に統一する。  
※ストッキング・タイツ・スパッツの色はベージュまたは黒を原則とする。  
靴下との間に肌が見えないようにする。(儀式の際は、ベージュ)
- ④ 長ズボンを着用する際はベルトを使用し、色は黒または茶・紺とする。
- ⑤ 冬の制服の下に着る肌着、Tシャツの色は白・黒・紺・灰色とする。デザインは丸首・Vネック・ハイネックとする。
- ⑥ 夏の制服の下に着る肌着、Tシャツの色は白、黒、紺、灰色、自分の肌に近い色とする(体操服は可)。また、デザインは小さいワンポイントのみとする。ハイネックは認めない。
- ⑦ 防寒着は派手でなく通学に適したもの(室内では、原則着用しない)また、教師の許可を得た場合のみ、室内での着用を可とする。
- ⑧ 体操服は、必ず左胸の校章下に記名をする。
- ⑨ 水泳着は黒色または紺色のものとする。  
・男子はトランクスタイプ  
・女子はワンピースまたはセパレートタイプのスクール水着  
※女子は腹部を完全に覆うものとする。
- ⑩ 頭髪等について  
・頭髪のパーマ、染髪、脱色等しない。

- ・長い髪は束ねる。(ヘルメットが安全にかぶれるよう、高い位置では結ばない。また編み込みはしない。)
- ・ヘアゴムの色は原則、黒、茶、紺とする。
- ・派手な髪型にしない。
- ・ピアス、アクセサリー等を着用しない。

### (3) 自転車通学規定(通学願いを提出した生徒に許可証を発行します。)

- ① 自転車通学が許可される生徒  
交通安全に気を配り、交通規則を守る生徒(通学距離は問いません。)
- ② 通学用自転車について
  - ア 従来、普通車とよばれる自転車を原則とする。
  - イ 通学用自転車は、安全性の確実なものを使用すること。
    - ・ ハンドルの変形など改造は認めない。必要外の装飾器具も認めない。(購入時の状態)
    - ・ サドルの位置は高くし過ぎない。(またいだ時、足が届く高さにする。)
    - ・ ブレーキ、ベル、ライトは定期的に点検すること。
    - ・ 両立スタンドが望ましい。(転倒を防ぐため。)
- ③ 盗難防止について
  - ・ 駐輪場では鍵をかけ、スペアキーは家庭で保管する。
  - ・ 後輪の泥よけ上に通学許可シールを貼り付ける。
  - ・ 名前を明記する。
- ④ 守らなければならない事項(交通規則)を十分に守ること。
  - ・ 自転車を利用するときはヘルメットを必ず着用し、あごひもを確実にしめる。
  - ・ 左側端を一人で通ること。
  - ・ 二人乗りをしないこと。
  - ・ 雨の日は雨具を着用すること。(傘さし運転は禁止)
  - ・ 細い道路より広い道路に出るときは一時停止をすること。
  - ・ 横断歩道・踏切では一旦停止、左右の確認をして出ること。
  - ・ 信号機の信号に従い、夜間はライトをつけること。
- ⑤ その他  
自転車通学規則を守らない者は、許可を取り消すことがある。